

令和5年6月27日天草市役所本庁3階第3会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（12名）

1番	本田 実 君	2番	山下 和 弘 君
3番	金 棒 康 二 君	4番	淀 川 洋 一 君
5番	猪 原 真 滋 君	7番	野 中 幸 廣 君
8番	平 岡 敬 則 君	9番	川 口 明 君
10番	富 崎 ますみ 君	11番	黒 川 紀 世 子 君
12番	端 田 睦 子 君	13番	山 並 彰 一 郎 君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（1名）

6番 中村三千人 君

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5名）

事務局長	上 原 和 之	局長補佐	松 本 馨
書 記	浦 川 優 也	書 記	濱 朋 也
書 記	宮 川 楓 大		

4、議事日程

開 会

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議第32号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議第33号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議第34号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5	議第35号	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について
日程第6	議第36号	農用地利用集積等促進計画(案)について
日程第7	議第37号	非農地証明書交付申請について
日程第8	議第38号	非農地判断について
日程第9		報告事項について

閉 会

開 会 14時00分

○事務局（上原和之君） ただいまから令和5年天草市農業委員会第6回総会を開会いたします。それでは本田会長からご挨拶をお願いします。

○議長（本田実君） 皆さんこんにちは。大変暑い中、また梅雨の合間ですが今日は天気が良く、農作業等で大変だと思いますけれども、お集まりいただきありがとうございます。コロナも5類に下がりましたが、現在、天草市が県内で一番感染者数が多いと言われております。皆さんにはマスクを着用していただいておりますが、もう少しの間、農業委員会の会議ではマスクを着用して進めていきたいと思えます。本日は初めてタブレットをいただいて総会をするわけですが、農地利用最適化推進委員さん達は暑い中で利用状況調査をされております。タブレットを使った中で、事務局の方に使い方が分からない等のことについては質問しながら精一杯頑張っておられるそうです。皆さんへもタブレットの使用方の資料を用意していただいておりますので、できるだけ使うようにしてください。使えば使うだけ上手になりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。それと、私と局長で5月30日から6月1日まで全国農業委員会の大会に参加し、長野県の〇〇市で、棚田と観光を合わせて利用されている所も見てきました。また、農地利用の最適化について〇〇市農業委員会と話をしてきましたけれども、私たちが考えている形の中で、農業委員会は進んでいるようです。どこも高齢化と担い手不足の影響で悩んでおられますが、私たちも農地として守れる所は守っていき、守れない所は自然に返すという形にしていかなければならないと、この大会を通じて考えてきました。それと熊本県の国会議員の先生方と色々な話し合いがございまして、これから先非常に難しいと思えますけれども、〇〇先生曰く、肥料の補助金は新しく検討しますということでした。また、農協の方の話によると7月頃から肥料価格については若干下がるということで聞いておりますが、少しでも農業者が有利に補助金をもらえるような形になればいいなという思いで帰ってきました。それと3条13件ということで、下限面積が撤廃された影響で3条が増えております。その辺は事務局と協議しながら、できるだけ上がってきた案件については通していき、問題がある案件は再調査が必要になりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思えます。4条が1件、5条が8件、利用権の設定が59件、非農地が14件ということで、本日は95件の案件が提案されております。慎重なるご審議をしていただいて、決定していきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（本田実君） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただきますことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） それでは、9番川口委員、10番富崎委員を指名します。

○議長（本田実君） 日程第2、議第32号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の1ページをご覧ください。1番について説明します。下浦町の譲受人は、下浦町の譲渡人より、下浦町の田243㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご

覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の 1 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○11 番（黒川紀世子君） 11 番黒川です。先日現地確認に行きました。事務局の説明のとおり、譲受人も農業を頑張っておられますので何ら問題はないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 2 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 2 番について説明します。下浦町の譲受人は、中央新町の譲渡人より、下浦町の田 2,372 m<sup>2</sup>を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には飼料稲を栽培されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○11 番（黒川紀世子君） 11 番黒川です。先日現地確認に行きました。譲受人の方はみかん農家ですけれども、営農組合にも参加されておりますので、何ら問題ないかと思えます。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 3 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 3 番について説明します。下浦町の譲受人は、中央新町の譲渡人より、下浦町の田 1,932 m<sup>2</sup>を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には飼料稲を栽培されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○11 番（黒川紀世子君） 11 番黒川です。先日現地確認に行きました。ここは田と田の境がないような状態

で整備されていて、飼料稲が植えてありました。特に問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 4番について説明します。下浦町の譲受人は、下浦町の譲渡人より、下浦町の畑4,229㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には果樹を栽培されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○11番（黒川紀世子君） 11番黒川です。先日現地確認に行きました。その際にちょうど譲受人のご夫婦がいらしてお話を伺いました。立派なデコポンのハウスで、借りた土地にデコポンを作っておられるそうです。私たちにも当てはまりますが、もし農業を辞めるときにはハウスを解体して更地にして返さなければいけないので、自分の土地にして融通が利くようにするために購入したとおっしゃっていました。問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 5番について説明します。下浦町の譲受人は、下浦町の譲渡人より、下浦町の畑1,085㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○11番（黒川紀世子君） 11番黒川です。先日現地確認に行きました。この辺りは何度か行ったことがありますが、現在は近代的で立派な家が建っていました。譲受人は譲渡人の〇〇〇〇にあたります。家の前の家庭菜園用と家の周りが譲渡人の名義になっているので、今のうちに名義変更されるという話でした。何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の2ページをご覧ください。6番について説明します。志柿町の譲受人は、東京都の譲渡人より、志柿町の畑246㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○11番（黒川紀世子君） 11番黒川です。先日現地確認に行きました。久しぶりに行きましたが、新しい家がたくさん建っており、申請地はほんの少しだけ残っている農地でした。何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 7番について説明します。本町の譲受人は、今釜新町の譲渡人より、本町の田307㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡芥北線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の2ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○12番（端田睦子君） 12番端田です。6月20日に松下推進委員と現地確認に行きました。申請地は以前から譲受人が買い求めていた土地でしたが、4反以上の土地を持っていなかったため名義変更ができず、法律が改正されて買えるようになったので、名義を自分に移したいとのことでした。譲受人は以前、農協に勤めておられて、お話をお聞きしましたが何にでも詳しい方でした。問題ないと思います。よろしく申し上げます。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、他に質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に8番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 8番について説明します。有明町の譲受人は、有明町の譲渡人より、有明町の畑286㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道河内上津浦港線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 1番本田です。先日現地確認に行きました。奥の方がミカン畑になっておりますけれども、譲受人はミカンを作っておられて、また新たにミカンを植えたいということでした。何ら問題ないと思いますが、ご審議方よろしくお願ひします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に9番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 9番について説明します。福岡県の譲受人は、岐阜県の譲渡人より、有明町の田と畑394㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へそれぞれ約〇〇km、〇〇km、〇〇km、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○1番（本田実君） 1番本田です。先日現地確認に行きました。譲渡人は住所が岐阜県になっておりますが、天草の出身で私と同年代になります。岐阜の奥さんの方に移住して、天草の実家については空き家バンクに登録したら、福岡の譲受人が家と一緒に土地まで欲しいとのことで、後ほど5条と非農地に出てきますけれど、すべての土地を譲受人に渡す形をとったとの事でした。下限面積が撤廃されて新しくこういったことができるのではないかと思います。移住はまだされていませんが、家を改造して住みたいということでしたので、何ら問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に10番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 10番について説明します。五和町の譲受人は、熊本市の譲渡人より、五和町の畑1,876㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○2番（山下和弘君） 2番山下です。6月23日に原田推進委員と現地確認に行きました。以前から譲受人が借りて耕作されています。スライドを見ていただくと分かりますように整備されていて、今回売買によって所有権移転をするということでは何ら問題はないかと思えます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に11番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の3ページをご覧ください。11番について説明します。五和町の譲受人は、福岡市の譲渡人より、五和町の畑114㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○2番（山下和弘君） 2番山下です。6月23日に原田推進委員と現地確認に行きました。事務局からの説明のとおりで、何ら問題ないと思えます。よろしく願います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に12番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 12番について説明します。五和町の譲受人は、五和町の譲渡人より、五和町の田492㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡五和線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○2番（山下和弘君） 2番山下です。6月21日に小松山推進委員と現地確認に行きました。譲受人の自宅に隣接した農地で、以前から借りて家庭菜園という形で野菜を作っておられました。売買による所有権移転ということで申請されています。問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に13番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 13番について説明します。五和町の譲受人は、小松原町の譲渡人より、五和町の畑870㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へそれぞれ約〇〇kmと〇〇km、青色で着色した県道坂瀬川御領線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が現地の写真になります。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。資料③の3ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○2番（山下和弘君） 2番山下です。6月22日に地元の田口推進委員と現地確認に行きました。事務局から説明があったとおり、問題はないかと思ひます。〇〇の土地だけが少し離れておりますが、その他の農地は譲受人の自宅周辺にあります。売買による所有権移転ということで申請されています。よろしくお願ひします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

---

○議長（本田実君） 日程第3、議第33号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の4ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は埼玉県の個人外1名の共有名義で、本渡町の畑93㎡を宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、駐車場が不足しているため、住宅1棟、駐車場1台、庭として利用する計画です。資料③の4ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4番（淀川洋一君） はい、4番淀川です。先日、山下推進委員と現地の確認を致しました。自宅を囲むような形で農地が残ってしまっていて、既に転用されております。始末書が提出されておりますので何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。単純な疑問なのですが、申請者が埼玉県とアメリカ合衆国の方になっていますが現地に住んでいらっしゃるのでしょうか。

○事務局（濱朋也君） 事務局で確認をしたところ、埼玉県の住所になっている申請人の方が現地に住んでおられるそうです。

○事務局（浦川優也君） 住所はまだ変更されていないそうです。

○10番（富崎ますみ君） 分かりました。

○議長（本田実君） 他に意見はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

---

○議長（本田実君） 日程第4、議第34号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の5ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は本渡町の個人で、佐伊津町の畑844㎡を売買により取得し、共同住宅にする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次

が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、共同住宅としての需要が見込まれるため、共同住宅1棟、駐車場15台、通路、自転車置場として整備し、利用する計画です。資料③の5ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○12番（端田睦子君） はい、12番端田です。6月20日に堤内推進委員と現地確認に行きました。ここは海に近い土地で狭い土地なので、よくここを見つけられたなと堤内推進委員も驚いておられました。ここは法面が急なので、大きな災害があった時にどうされるのか聞いてほしいとのことでした。またすぐ下に防火水槽があるのも問題ではないかと思いましたが、ご審議よろしくお願ひします。

○事務局（濱朋也君） はい、こちらは土砂災害警戒区域に指定されておりました、その旨を申請者の代理人に確認したところ、そのことは知っておられ、共同住宅にすることに計画上問題ないという話をされました。

○事務局（浦川優也君） 建築課にも土砂災害警戒区域に入っている土地に家を建てることは特に問題ないということを確認しておりますので、事務局としても問題ないと判断しております。以上です。

○12番（端田睦子君） 分かりました。

○議長（本田実君） 他に意見はありませんか。

○4番（淀川洋一君） はい。私事ですが自宅が川沿いにありまして、石垣の上に家があります。3年前に小屋を建てようとしたのですが、設計士の方が都市計画区域に入っているから法面の高さの1.5倍引いて建てなければならないとおっしゃっていました。ここは私の家の近くの川より相当危険だと思いますが、どうでしょうか。

○事務局（上原和之君） 事務局で現地確認を行いました、海岸沿いといっても、法面は高かったと思います。共同住宅も道路側まで寄せて建てるとのことでしたので、津波の面ではそういった危険性はクリアされていると思います。

○4番（淀川洋一君） 分かりました。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 2番について説明します。転用者は佐伊津町の個人で、佐伊津町の畑287㎡に使用貸借権を設定し、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha以上の広がりのある区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則として許可

できませんが、集落に接続しているため、例外的に許可することが可能となっております。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、駐車場3台、庭として整備し、利用する計画です。資料③の6ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○12番（端田睦子君） 12番端田です。現地確認の際に譲渡人が出て来られまして、話をしました。その方の娘さんがアパートに住んでおられて手狭なので、本渡に土地を買って家を建てるという話をしたところ、土地は持っているのでも娘さんに渡して家を建てるとのことでした。問題ないと思います。よろしくお願ひします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。  
（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。  
（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 3番について説明します。転用者は上天草市の個人で、楠浦町の田886㎡を売買により取得し、資材置場に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、資材置場が不足しているため、プレハブ14棟、仮設トイレ2基、トラック2台、足場パイプ10組、コンクリートブロック10個として利用する計画です。資料③の7ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に転用済みのため、譲受人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。先日、浦上推進委員と現地の確認に行きました。浦上推進委員がかなり前からこの状態だったとおっしゃっていました。始末書の中に、〇〇〇〇から借りて利用していたとありますが、所有者の方が〇〇〇〇に亡くなったので購入してほしいと相談があったそうです。元々の所有者の方が放置されていて、農地として活用できませんので仕方のないことかなと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。  
（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(濱朋也君) 4番について説明します。転用者は本町の個人で、本町の田 285 m<sup>2</sup>を贈与により取得し、宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡芥北線の南側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭なため、住宅1棟、倉庫1棟、庭として整備し、利用する計画です。資料③の8ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○12番(端田睦子君) 12番端田です。先日、松下推進委員と現地確認に行きました。ここは以前から水の便が悪くて、田んぼが荒れて何も作っていなかったということでした。申請者の〇〇を住ませるための離れと、小屋を1棟建てたいと話されておりました。よろしくお願ひします。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、5番と6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(濱朋也君) 資料②の6ページをご覧ください。5番・6番についてまとめて説明します。5番については芥北町の個人で、本渡町の田 498 m<sup>2</sup>に賃貸借権を設定し、6番については芥北町の個人で、本渡町の田 1,125 m<sup>2</sup>を売買により取得し、事務所兼駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、事務所兼駐車場として利用したいため、事務所1棟、職員駐車場9台、油圧ショベル1台、転回スペースとして整備し利用する計画です。資料③の9ページと10ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○4番(淀川洋一君) 4番淀川です。先日、山下推進委員と現地確認に行きました。率直な意見として、よくここに事務所兼駐車場として利用するために取得したなと思いました。というのもここは谷になっておまして、かなりの盛土をしないと整地できない土地です。転用される方は、芥北町の〇〇〇〇の方なので問題はないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 7番について説明します。転用者は久玉町の個人で、久玉町の畑 13 m<sup>2</sup>を売買により取得し、宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の西側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、自宅敷地に隣接している僅少の土地で、同一敷地として利用したいため、住宅 1 棟、駐車場 4 台、庭、通路として利用する計画です。資料③の 11 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、譲受人から始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3 番（金棒康二君） 3 番金棒です。この件は、家を建てる際に周りをコンクリートで固めないと崩れてしまうので慌てて固めたところ、他人の土地まで勝手に埋めてしまったということでした。譲渡人に何とか頼んで便宜を図ってもらい、お許しをいただいたとのことでした。今後は十分注意致しますので、よろしく願いますとのメッセージをいただきました。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、8番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 8番について説明します。転用者は福岡県の個人で、有明町の田 156 m<sup>2</sup>を贈与により取得し、宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の南側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、移住する住宅の駐車場が不足しているため、住宅 1 棟、倉庫 1 棟、駐車場 3 台、庭として整備し利用する計画です。資料③の 12 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、譲渡人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○1 番（本田実君） 1 番本田です。先ほど 3 条の件でもありましたが、譲受人が、駐車場がほしいということで元々は田んぼでしたが、ここを埋め立てないと家に上がれない状況でしたので、知らずに埋め立ててしまったのだろうという見方をしてきました。移住される方に全て譲られるとのことでしたので、何ら問題ないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。  
（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。  
（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 5、議第 35 号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画についてを議題とします。それでは事務局より一括で説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について説明します。資料②の 7 ページから 32 ページをご覧ください。所有権移転の計画が 0 件、利用権の新規設定の計画が 31 件、再設定が 19 件、合計 50 件で、筆数 130 筆、総面積が 163,745 m<sup>2</sup>となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の 13 ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」をすべて満たしております。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。  
（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。  
（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定いたします。

○議長（本田実君） 日程第 6、議第 36 号、農用地利用集積等促進計画（案）についてを議題とします。それでは事務局より一括で説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 農用地利用集積等促進計画（案）について説明します。資料②の 33 ページから 37 ページをご覧ください。更新の計画が 3 件、再配分の計画が 1 件、利用権移転の計画が 5 件、合計 9 件で、筆数 14 筆、総面積が 20,435 m<sup>2</sup>となっております。以上の計画は耕作又は養畜の事業を行う個人であり、資料③の 14 ページの審査資料の「農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 2 項の要件」をすべて満たしております。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。  
（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。  
（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定いたします。

○議長（本田実君） 日程第7、議第37号、非農地証明書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 非農地証明書交付申請件数は、本渡地域が5件、牛深地域が2件、有明地域が1件、新和地域が1件、五和地域が2件、天草地域が1件、河浦地域が2件の計14件です。筆数は全体25筆、面積は18,252㎡となっております。資料③の15ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らし、事務局で現地確認を実施し、判断した現況を参考までに資料②の38・39ページの現況欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が2番から3番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が4番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が5番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が6番から10番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へそれぞれ約〇〇kmと〇〇kmのところにあります。次が航空写真です。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が現地の写真になります。全部で3枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。次が11番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が12番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が13番から16番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へそれぞれ約〇〇kmと〇〇kmのところにあります。次が航空写真です。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が現地の写真になります。全部で3枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。次が17番目の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が18番と19番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へそれぞれ約〇〇kmと〇〇kmのところにあります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が20番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が21番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が22番から24番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が25番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして再度確認いたします。1番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

- 議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。  
（異議なしの声あり）
- 議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。
- 議長（本田実君） 2番と3番について意見及び質疑はございませんか。  
（質疑なしの声あり）
- 議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。  
（異議なしの声あり）
- 議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。
- 議長（本田実君） 4番について意見及び質疑はございませんか。  
（質疑なしの声あり）
- 議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。  
（異議なしの声あり）
- 議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。
- 議長（本田実君） 5番について意見及び質疑はございませんか。  
（質疑なしの声あり）
- 議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。  
（異議なしの声あり）
- 議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。
- 議長（本田実君） 6番から10番について意見及び質疑はございませんか。  
（質疑なしの声あり）
- 議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。  
（異議なしの声あり）
- 議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。
- 議長（本田実君） 11番について意見及び質疑はございませんか。  
（質疑なしの声あり）
- 議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。  
（異議なしの声あり）
- 議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。
- 議長（本田実君） 12番について意見及び質疑はございませんか。  
（質疑なしの声あり）
- 議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。  
（異議なしの声あり）
- 議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。
- 議長（本田実君） 13番から16番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 (本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 (本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長 (本田実君) 17 番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 (本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 (本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長 (本田実君) 18 番と 19 番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 (本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 (本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長 (本田実君) 20 番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 (本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 (本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長 (本田実君) 21 番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 (本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 (本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長 (本田実君) 22 番から 24 番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 (本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 (本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長 (本田実君) 25 番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 (本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 (本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

---

○議長（本田実君） 日程第8、議第38号、非農地判断についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（松本馨君） 非農地判断について、ご説明いたします。この議題については、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について、農水省経営局長、同省農村振興局長通知による農地法の運用についての制定についての規定に基づき、本人申請ではなく、農業委員会により農地に該当しない旨の判断をお願いするものでございます。この規定では、利用状況調査の結果、荒廃農地B分類と判定された農地について非農地判断を行うこととされています。

今回、非農地判断をお願いする農地は、有明町上津浦地区に所在する農地103筆、面積が、147,616㎡でございます。これらの農地は、令和5年5月8日に担当地区の本田会長と山下農地利用最適化推進委員及び事務局職員で現地調査を行いまして、山林の様相を呈しており、農地への復元が困難な農地であり、周囲の状況から継続して耕作することが困難な農地であることを確認いたしております。非農地判断が得られれば、その後の事務としましては農地台帳整備を行うとともに、所有者の方へ非農地通知書を発出し、法務局にて地目変更登記を行っていただくよう要請します。このほか、法務局や市課税関係部署へも非農地判断をした旨の情報提供を行う予定でございます。以上、ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、提案された非農地判断に記載された農地については、非農地に認定いたします。

---

○議長（本田実君） 日程第9、報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の46ページをご覧ください。農地利用・形状変更届は5件。うち2件は畑を形状変更して利用したい、うち3件は田を畑として利用したいというものでした。4条・5条の許可不要転用届はありませんでした。以上です。

---

○議長（本田実君） これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。これをもちまして、令和5年天草市農業委員会第6回総会を閉会致します。

閉 会 15時50分

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 本 田 美

署名委員 川 口 明

署名委員 富 崎 ますみ